

旧姓を表記される方：氏名表記と提出書類について

- 申請書：氏名 [OK] 現姓記入 旧姓の追記はカッコ書き
[NG] 現姓がカッコ書き、旧姓記入あり → 再申請：旧姓をカッコ書き
(写真は再利用するので不要)
- 住民票：氏名 [NG] 旧姓記入のみ → 再申請 (写真は再利用するので不要)
[OK] 現姓の住民票
[NG] 旧姓の住民票
- 印鑑登録証証明書 [OK] 現姓の印鑑登録証明書
[NG] 旧姓の印鑑登録証明書
- 国家資格免許証 [OK] 現姓と旧姓が表記されている
[OK] 旧姓から現姓への免許証書換手続き書類のコピー
[OK] 現姓の書類と旧姓の書類の両方を提出
[NG] 現姓のみ表記されている
[NG] 旧姓のみ表記されている
- 身分証明書 [OK] 現姓の身分証明書
[OK] 旧姓の身分証明書で職権修正で現姓あり
[NG] 旧姓の身分証明書
- 現姓と旧姓の関係 [OK] 住民票に旧姓記載があるまたは身分証明書で現姓に変わった記入事項がある
[OK] 戸籍謄本等で旧姓から現姓に変わった記入事項がある
[NG] 住民票または身分証明書で旧姓から現姓に変わったことがわからない

旧姓のみ表記はできません

現姓と旧姓について：国家資格免許証：薬剤師編

現姓(旧姓)の表記になります (旧姓のみの表記はできません)

氏名が変わったとき

現姓と旧姓併記の時

提出した
薬剤師免許
のコピー

**現姓と旧姓の確認が
取れるのでOK**

旧姓のみの時

提出した
薬剤師免許
のコピー

**薬剤師名簿で現姓に訂
正済みであること確認で
きないのでNG**



**薬剤師名簿訂正時の控えのコピー(実印押印)、その旨
の理由書を提出することで、現姓変更済みとしOK**

※現姓と旧姓の関連は、住民票または身分証明書で確認します

■薬剤師法(昭和35年法律第146号)
第10条(政令等への委任)

この章に規定するもののほか、免許の申請、**薬剤師名簿の登録、訂正及び消除並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納**に関し必要な事項は**政令**で、第八条第一項の処分、第八条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の薬剤師名簿の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

■薬剤師法施行令(昭和36年**政令**第13号)
第5条(薬剤師名簿の訂正)

薬剤師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、薬剤師名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、

これを厚生労働大臣に**提出しなければならない。**

第8条(免許証の書換交付)

薬剤師は、薬剤師免許証(以下「免許証」という。)の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換交付を**申請することができる。**

2 前項の申請をするには、申請書に免許証を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 第一項の申請をする場合には、厚生労働大臣の定める額の手数料を納めなければならない。

旧姓を表記される方：氏名表記と提出書類について



Name：申請書氏名ローマ字 の内容を出力
現姓（旧姓） の表示になります

申請書には、現姓の後にカッコ書きで旧姓を記入

氏名：申請書氏名漢字 の内容を出力
現姓（旧姓） の表示になります
申請書には、現姓の後にカッコ書きで旧姓を記入

●提出書類の要件

1) 国家資格免許証

現姓と旧姓の両方記入のある免許証であること
手続き中の場合はその手続き書類のコピーを提出
新しい国家資格免許証受領後速やかに提出
※現姓のみでは旧姓併記はできません

2) 現姓と旧姓の関係

住民票に旧姓記載がある、または、身分証明書にて
現姓に変わった事項がわかること

旧姓のみ表記はできません